

令和8年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日時	令和8年5月18日(月) 13時30分～14時45分
開催場所	横浜市役所18階 なみき9・10・11・12会議室
出席委員	奥委員(会長)、中西委員(副会長)、稲垣委員、稲森委員、上野委員、大島委員、片谷委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、山口委員、横田委員
欠席委員	菊本委員、酒井委員
開催形態	公開(傍聴者 1人)
議題	1 (仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について 2 (仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 計画段階配慮書について
決定事項	令和8年度第1回、第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和8年度第1回、第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について</p> <p>ア 指摘事項等について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>イ 方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解について事業者が説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。 ただいまの御説明について、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。 御意見としては、空飛ぶクルマに関連した安全性の問題や騒音による影響ですね。それから、説明会等の進め方や事業者の対応のあり方についての御指摘があったようですが、いかがでしょうか。よろしいですか。皆様から特にございませんでしょうか。 挙手されている方はいらっしゃらないようですので、それではこちらにつきましては、以上とさせていただきます。 事業者の皆様、どうもありがとうございました。引き続き、丁寧な御対応をよろしくお願いいたします。 では、御退出をお願いいたします。 (事業者退出)</p> <p>エ 審議</p> <p>【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見がありますでしょうか。ありましたらお願いいたします。よろしいですか。 事務局に確認いたしますが、今後事業者の方に補足説明を求める事項は、現段階で残っているものがありましたでしょうか。</p> <p>【事務局】 現時点では、事業者からの補足説明が必要なことについては、全て説</p>	

明を済ませております。

【奥会長】

分かりました。

それでは、委員の皆様にご改めて確認させていただきますけれども、事業者から補足説明が必要な事項はないということで、よろしいですか。

以降は、方法書に基づいて、調査・予測・評価をし、環境保全措置等を検討して、準備書段階で、改めてここで御審議いただくことになってまいります。よろしいですか。

分かりました。それでは、事業者から補足説明が必要な事項はないということで、ただいま委員の皆様にも御確認いただきました。

本日御欠席の委員の方もいらっしゃるの、事務局の方で御欠席の委員の方にも確認していただきまして、もし補足説明が必要な事項が出てくるということになりましたら、事務局から事業者に伝えていただいて、次回以降に補足説明を行うように調整をお願いいたします。

補足説明が必要ないということになれば、事業者からの補足説明は全くなされたということになりますので、次回以降、事務局で答申をまとめるにあたって、今までの審議内容を確認するための「検討事項一覧」を御準備ください。

【事務局】

承知いたしました。

【奥会長】

ありがとうございます。本件に関する審議はこれで終了といたします。

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 計画段階配慮書について

ア 計画段階配慮書に対する配慮市長意見(案)について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】

それでは、ただいまの説明について御意見や御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】

2点あるのですけれども、1点は簡単なところです。最後の環境情報提供書は、原文をそのまま載せていますか。

【事務局】

可能な限り載せておりますが、概要になります。

【藤井委員】

そうであれば、「農道や草地を歩いている雉など」の「雉」はカタカナの方が良いかと思えます。

【事務局】

ありがとうございます。

【藤井委員】

あと、最初の全般的事項のところの4つ目です。まとめるとこういった意味になると思うのですけれども、開発が連続して、色々な開発が重なっていくので、「より良い環境となるよう」という表現が私の考えたことと少し違うのかなと思っています。どのような言い方をすれば良いか分からないのですが、事業が進む中でその環境も変わっていくので、適宜対応しながら環境の悪化をできるだけ防ぐという話なのですけれども、「より良い環境となるよう」が適切なかどうか、少し引っかかりました。どのような言い方が良いか思い付かず今に至っているのですけれども、何か適切な言葉があれば教えていただきたいです。

【奥会長】

ありがとうございます。

上から4つ目のポツの2行目ですね。「より良い環境となるよう」というか、既にある環境がある意味壊されてしまうということにもなるわけ

なので、おそらくこれは「より良い環境保全措置が講じられるよう」、若しくは「適切な環境保全措置が講じられるよう」ということかもしれません。そのような表現でいかがですか。

【藤井委員】 そうですね。そのような言い方であればしっくりくると思います。

【奥会長】 「より良い環境保全措置」が良いですか。それとも「適切な環境保全措置」でしょうか。

【藤井委員】 環境保全の方針としては多分もう固まっています、審査会で固まったものを変更することはできないと思うので、「適切な」という言いの方が良いのではないかと思います。

【奥会長】 他の委員はいかがでしょう。ここの表現につきまして、「適切な環境保全措置が講じられるよう連携して事業を進めてください」という表現に直すということではよろしいでしょうか。

片谷委員、お願いいたします。

【片谷委員】 最後の環境情報提供書の概要の中に PFAS（ピーファス）の話が出てきます。神奈川県内で PFAS の情報はもう少しあるような気がするのですが、この相沢川だけにあるのでしょうか。きちんと調べてないのですが、何か細分化された情報はないのでしょうか。

【事務局】 横浜市の公共用水域について、PFAS というよりも PFOS（ピーフォス）、PFOA（ピーフォア）だと思いますが、調査をしていたかと思えます。今回、環境情報提供書でお寄せいただいた話につきましては、相沢川で PFAS 汚染があるという情報がネットに出ているという御趣旨で、提供がされているところです。この上瀬谷地区に特化したものということで、記載されているところでございます。

【片谷委員】 そうだとすると、ここの1箇所だけということはなかなか考えにくくて、もう少しあってもおかしくないと思うのですが、今のところは情報としてないということですか。

【事務局】 横浜市の調査ということではなくて、ネットで一般の方が調査をした結果が出ているという情報に基づいていますので、現時点で横浜市内全体でどうかというと、相沢川での調査というのは横浜市としては行っていないところです。環境情報提供書の概要の末尾にございますけれども、「調べてほしい」ということで、そのような趣旨で提供されたのではないかと考えています。要望として出されたものではないかと考えております。

【片谷委員】 米軍施設関係の排水の中に含まれる PFAS は何回も話題にはなっていますよね。ここでは、具体的に上げられたものはないということですか。

【事務局】 横浜市としての調査は行われていないということです。

【片谷委員】 目立ったものは米軍からの排水だったわけですが、それではないわけですよね、この相沢川は。

【事務局】 一般の方が採水をして調査したということです。詳細については把握しておりません。

【片谷委員】 周辺の方々の懸念という面からいうと、やはり心配している人はたくさんいらっしゃるのではないかとこの気はします。

【奥会長】 ありがとうございます。

おそらく事業単体で何か対応するというのではなく、市として汚染

関連の情報が寄せられたことを受けて、どのように対応するのかという方針を固めていただいて、どうするかを市民に対して情報発信していただくということなのだろうと思います。これは事業者伝えて何か対応を求めるという話ではないかと思いますが、そこは市としてどうするのかを検討いただくことをお願いできればと思います。

【事務局】 環境情報提供書の内容につきましては、本事業の事業者に対して送付するという手続の中で対応しておりますけれども、前段の生物の話などは上瀬谷地区のほかの関連事業でも御指摘をいただいている内容でございます。土地区画整理事業の事後調査の中で、この全てかどうかは分かりませんが、今後調査した結果で把握されたものについては報告がされる見込みということで、事務局として確認をしているところであります。本事業の事業者につきましても、関連事業との連携を密にやっていくというところがございますので、その辺りも含めて環境情報提供書については、事業計画の参考として、検討していただくと考えているところでございます。

【奥会長】 片谷委員、よろしいですか。

【片谷委員】 特にこうしたら良いということをお願いするほどの情報を持っていないので、今日の時点ではここまでしておきます。

【奥会長】 ありがとうございます。

環境情報提供書の概要ということで3つ挙げられていて、この3つとも土地区画整理事業と密接に関連するといえますか、そちらに関わる情報でもあるので、これは土地区画整理事業の事業者にも情報は伝えられているという理解でよろしいですか。

【事務局】 土地区画整理事業の事業者にも、この内容につきましては伝わっております。

【奥会長】 ありがとうございます。そこも重要だと思います。他はいかがでしょう。

【事務局】 横田委員が挙手されています。

【奥会長】 横田委員、どうぞお願いいたします。

【横田委員】 (配慮市長意見(案)の(4)と(5)のところ)で御質問をさせていただきたいです。(4)で特に意見を挙げずに、(5)のところのみどりの配置について意見を書いていただいていますけれども、(4)のところ、計画区域内に対する緑化の条例などによる基準というのは、レクリエーション施設に対して存在しているという考え方でよろしいですか。

【事務局】 前回の審査会におきまして、横田委員からは、デザインノートの内容を中心に、周辺についての御指摘をいただき、(計画区域)内部の検討状況というのはどうなのかという御意見をいただいております。その中で、グリーンインフラに関するもの、緑化に関するものもございましたので、(4)と(5)に関連する御意見ではございますが、(5)で整理させていただいているところでございます。具体的にどのような緑化の基準が適用されるかについては、今回の計画区域の中でもゾーニングが複数に分かれているところもございますので、おそらく今後、事業者の方で協議の上検討がなされるものと考えております。どの程度の緑化率になるかなどは、これからの内容かと考えているところでございます。

【横田委員】 分かりました。また、排水に関しても情報提供がありましたけれど

も、排水量が増えるという懸念に対して、ある程度事前に、例えば駐車場の面積がこれだけだと土地区画整理事業の中で調整池の容積がこれだけ必要になるといったバランスの計算をして、調整池を配置しているということはないのでしょうか。そういった土地区画整理事業と連動して、駐車場の面積はこれくらいまでというような基準や制約というのはないのでしょうか。

【事務局】 今、御質問いただきました内容は、土地区画整理事業で整備する雨水調整池の考え方とテーマパークの開発に伴うそういった機能について、整合しているかというような御主旨でよろしいでしょうか。

【横田委員】 そうです。

【事務局】 土地区画整理事業の時点で、造成と公共施設、道路等を整備するという中で、必要な調整池については計算がなされているものと考えております。それに加えて、今回、観光・賑わい地区の開発の中で舗装等の（雨水）浸透阻害行為が新たに生じる部分につきましては、土地区画整理事業というよりも、本事業の検討の中でどのような対応がされるのか、調整池のようなものなのか、それともグリーンインフラといった対応とするのか、そういったことも含めて、事業者として今後検討していくのではないかと事務局としては考えております。

【横田委員】 まさにそれをお伺いできて良かったのですが、そういった追加的な影響が生じると懸念される場合に、事前の配慮をするためには、追加的な影響がどの程度になり得るかということを示していただかないと、審査会としての意見を言いようがないのではないかと感じるころです。そういった情報がないので、現在書ける範囲で書いていただいていますけれども、本来であれば、もう少し追加的な影響に関して具体的な情報をいただいた上で、配慮の内容を意見として挙げるべきではないのかと感じた次第です。今回できることは、こういったコメントをすることであったと理解しています。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 横田委員、以上でよろしいですか。

【横田委員】 はい。

【奥会長】 ありがとうございます。十分に精緻な議論ができるだけの情報が出て来ないというところが、大変苦しいところではあります。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

本件は、配慮書手続の段階ですので審査会からの答申ということではありませんが、事務局で審査会の意見を十分に踏まえた上で配慮市長意見の確定をしていただくということでお願いいたします。

【事務局】 すみません。1点よろしいでしょうか。

【奥会長】 どうぞ。

【事務局】 先ほど藤井委員から御意見をいただきました、全般的事項の修正点のところでは、全般的事項の4つ目の最後、「より良い環境となるよう連携して事業を進めてください」に関しまして、「適切な環境保全措置となるよう連携して事業を進めてください」といった内容で修正をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

【奥会長】 「適切な環境保全措置が講じられるよう連携して事業を進めてください」ということで先ほど御提案をして、特に御異論がないようでしたの

で、それで確定してよろしいでしょうか。改めてこの場で確認をお願いします。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 それでは、そのようにお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 他は大丈夫ですか。事務局で確認されたい点などはございませんか。大丈夫ですね。配慮市長意見の確定を進めてくださるようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 それでは、本件に関する審議はこれで終了といたします。

本日の審議内容につきましては、後日、会議録(案)で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

また、YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。配信終了作業に1~2分かかりますので、少々お待ちください。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解について 事業者資料
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 配慮市長意見(案) 事務局資料